

公益財団法人全日本スキー連盟 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。http://www.ski-japan.or.jp/generals/about/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>【審査基準（1）、（2）、（3）について】</p> <p>令和6年10月31日時点で中期事業計画の策定は完了していない。よって、公表も出来ていない。現在は、本連盟の定款に定められた目的を果たすため、同じく定款に定められた事業を実施している。ただし、中期事業計画の策定は、開始している。その状況は、以下のとおりである。</p> <p>策定は自分事として本連盟にて行わなければならないものの、出来上がった計画が、独善的なものでなく、幅広く関係者が理解し、確実に実行していく内容になるためには、外部の見識も必要と考えた。また、議論のまとめ方等の内容以外の部分で滞らない様、外部コンサルに伴走を委託することとし、業者を決定し（2022年4月18日 理事会）、2022年12月末までの完成を目指し、策定に入ったが、十分な意見交換を行ったため、多くの時間を要し冬季シーズンに入ったため、一旦、協議を中断しシーズン終了後、作業を再開した。具体的には、いきなり計画について議論するのではなく、幅広い関係者に対するヒアリングによる現状把握からはじまり、本連盟のミッション、ビジョン、バリューを明確にした上で、計画策定に進む方法をとった。</p> <p>計画は、2022年8月から始まる4年単位（オリンピックを節目）で、2030年までを当座の区切りと考えた。策定にあたって、多様な人材にて編成するワーキンググループを新たに設置し、必要に応じて、理事会、加盟団体代表者会議等で意見を募っていく方法をとった。PDCAサイクルの検証の部分には、外部コンサルにも入ってもらい、客観的に検証する方法をとる。</p> <p>また、現時点の中期事業計画案は、加盟団体への説明を行い、意見交換も実施した。2024年10月19日に役員改選が行われたこともあり、内容の最終決定はこれからになる。また、公表は、より効果的になる様、本連盟の創立100周年の機会を活用したいと考えている。そのような事情から中期事業計画の策定及び公表は、2025年11月30日の完了を目指している。</p>	・定款
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準（1）、（2）、（3）について】</p> <p>上記の中期事業計画に含めて策定する考えである。</p> <p>中期事業計画の策定及び公表は、2025年11月30日の完了を目指している。</p>	なし
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>【審査基準（1）について】</p> <p>毎年度、事業計画及び収支予算書を理事会で審議・承認を行っている。しかし、単年度の計画となるため、上記の中期事業計画に含めて策定する考えである。また、自己財源の確保を目指しマーケティング・広報委員会を設置しており、担当理事を任命し、マーケティング方針のもと積極的な資金確保を行っている。</p> <p>【審査基準（2）について】</p> <p>理事会承認された事業計画及び収支予算書は、内閣府に提出するとともにホームページで公開している。上記の通り、中期事業計画は、これから策定につき、完成次第、ホームページにて公開する。中期事業計画の策定及び公表は、2025年11月30日の完了を目指している。</p> <p>【審査基準（3）について】</p> <p>事業計画及び収支予算書は、当該本部の担当理事が中心になって検討し、策定を進めている。理事の中には、税理士もおり、専門的な助言を受けて策定を進めている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画及び収支予算書</li> <li>・組織規程</li> </ul>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合(25%以上)及び女性理事の目標割合(40%以上)を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	【審査基準(1)、(2)について】 本連盟の定款において理事の定数は、20~25名と定められているが、その選出方法は役員候補者選考方法等に関する規程に定められており、10名の理事は地域ブロックからの推薦となっている。ブロックからの推薦者は、内部理事となり、女性理事を推薦することが困難な状況にある。よって、残りの15名にてこの割合を満たすことは困難であり、割合を優先した人選では事業運営に支障がでてしまうため、目標が達成できていない。 このような状況ではあるものの、2024年10月の役員改選に向けて、割合目標達成する選考を行う上で、「役員候補者選考方法等に関する規程」を改正した(2023年10月22日 評議員会)。外部理事と女性理事の割合目標値を改めて記載するとともに役員候補者の要件を細かく記載した。これにより、地域ブロックからの推薦者もこれまで以上にガバナンスコードに沿った人材になる。また、役員候補者選考委員会の担務も改めて記載し、これまで以上にガバナンスコードに沿った人材を選考するようにした。また、女性理事の目標割合達成に向けては、地域の体制改革(女性登用)を共に行うことや、女性の競技経験者等を専門委員に選出する制度を立案し、将来女性理事として活躍できる経験を積む環境を整備すること等を検討した。外部理事に関しては、上記当該規約規程改正の際、その定義を追記した。2024年10月19日の役員改選においては、ガバナンスコードに記載の目標値である外部理事の目標割合(25%以上)は、達成できたが、女性理事の目標割合(40%以上)を達成することが出来ず、今後も継続して達成を目指している。	・定款 ・役員候補者選考方法等に関する規程
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	【審査基準(1)、(2)について】 現在、加盟団体から推薦のあった1名を評議員として選定している。よって、全員が内部評議員であり、加盟団体の体制から女性はいない状況にある。また、現時点で、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定できていない。 2020年にこの目標達成に向け評議員会の構成について、検討を開始した経緯があるが、評議員会は、加盟団体の意見を述べる場であるという意識が強く、この検討に対する反発が生まれ、役員改選の際、一部の役員候補者が否決される混乱にまで発展した。進め方が、拙速であった感はあるが、評議員会の役割やガバナンスコードの目的を地域の加盟団体に納得してもらうには、十分な時間が必要である。現在も加盟団体代表者会議を開催し、地域との共通理解を図る努力を行っているが、次回の評議員改選は、2025年10月であり、このタイミングでの目標割合達成は、難しい状況にある。引き続き、加盟団体との共通理解を図り、2028年10月までに当該規約規程の整備を図り、2029年10月の評議員改選に備えたい。	・定款 ・評議員及び役員選任規則
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	【審査基準(1)、(2)について】 アスリート委員会は設置できており活動している。委員の選任については、協議する内容や多様性を意識し性別や競技・種目等のバランスに留意している。 【審査基準(3)について】 アスリート委員会の意見を組織運営に反映させる方法等については「アスリート委員会規程」においてアスリートを代表する意見を形成し、理事会に答申又は報告する。と定められている。委員と役員が協議する機会を設定し、必要に応じて理事会に答申又は報告する機会を設定している。強化指定選手全員にアンケート調査を行い、子どものいる女性アスリートが安心して大会に参加できる様、大会開催地に子どもを預かる場所を用意したり、強化スタッフへの研修会の実施などの提案をおこなった。	・アスリート委員会規程
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	【審査基準(1)について】 中央競技団体としての適正な規模とは何かを検討する必要があるが、現行は、理事25名、監事3名で構成しており、理事会の開催はスムーズに調整でき、会議においても、出席した殆どの理事、監事から発言する機会を設けており、活発な議論がなされている。 理事会が適正に機能していると考えられる。多様な見識を確保する上では、2024年10月の役員改選では達成できなかった女性理事の割合について、今後も継続して達成を目指す。	・役員名簿
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	【審査基準(1)について】 「役員の定年に関する規程」において、役員は選任時において、その年齢が70才未満でなければならない。ただし、選任時において、国際スキー・スノーボード連盟、公益財団法人日本オリンピック委員会及び公益財団法人日本スポーツ協会の役員に就任している場合は、この限りではない。ただし、この場合における任期は、2年(1期)とする。と定めている。但し書き以降の例外については、2025年10月までに削除する。	・役員の定年及び再任に関する規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること	<p>【審査基準（1）について】</p> <p>これまで、理事の再任年数の上限（連続10年）を超えない様にする規程を定めていなかったが、原則として10年を超えて在任することのないよう、当該規約規程を改正した（2023年9月29日 理事会）。原則外として、ガバナンスコードの補足説明に記載の特例を意図した対応が可能な内容にしている。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評議員及び役員選任規則</li> <li>・役員の定年及び再任に関する規程</li> </ul>
			<p>【例外措置または小規模団体配慮措置】</p> <p>2024年10月19日の役員改選において、理事1名に関して、例外措置を講じた。任期中に開催される2026年オリンピック冬季競技大会において、中央競技団体の主要目的であるメダル獲得のため、求心力となる人材が不可欠であること。また、自己財源確保のためのスポンサーセールスにおいて、本連盟の魅力やイメージを効果的に伝え、稼働している人材が再任しないことは団体運営上支障をきたすため、役員候補者選考委員会が例外措置に適合すると判断した。また、評議員会でもその意図を説明され、理事として承認された。</p>	
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	<p>【審査基準（1）について】</p> <p>「役員候補者選考方法等に関する規程」において、役員を選考する委員会の設置を定めている。2023年10月22日開催の評議員会での改正で、委員会の構成を評議員5名、役員4名の合計9名に変更した。これは、ガバナンスコードに従い有識者を含めるためである。これまでも構成メンバーである役員は、次期は定年により候補者となり得ない者にする等、透明性の確保を配慮している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員候補者選考方法等に関する規程</li> </ul>
11	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要の規程を整備すること	<p>【審査基準（1）について】</p> <p>NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために、会員登録規程、役職員等倫理規程、競技者等行動規範、公認スキー指導者規程、懲戒処分規程、強化指定選手等行動規範、事務局一般職員就業規則、事務局契約・嘱託・臨時職員就業規則 各種規程を整備している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員登録規程</li> <li>・役職員等倫理規程</li> <li>・競技者等行動規範</li> <li>・公認スキー指導者規程</li> <li>・懲戒処分規程</li> <li>・強化指定選手等行動規範</li> <li>・事務局一般職員就業規則</li> <li>・事務局契約・嘱託・臨時職員就業規則</li> </ul>
12	[原則3] 組織運営等に必要の規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	<p>【審査基準（1）について】</p> <p>法人の運営に関して必要となる一般的な規程として、定款、組織規程別表付き、加盟団体規程、会員登録規程、運営規則、職務権限規程【別表付き】、事務局規程を整備している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款</li> <li>・組織規程</li> <li>・加盟団体規程</li> <li>・会員登録規程</li> <li>・運営規則</li> <li>・職務権限規程</li> <li>・事務局規程</li> </ul>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
13	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備 しているか	【審査基準(1)について】 法人の業務に関する規程として、定款、個人情報保護規程、特定個人情報取扱規程【基本方針付き】、文書取扱要領を整備している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定款</li> <li>・個人情報保護規程</li> <li>・特定個人情報取扱規程</li> <li>・文書取扱要領</li> </ul>
14	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する 規程を整備しているか	【審査基準(1)について】 法人の役職員の報酬等に関する規程として、「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」及び「事務局職員給与規程」を整備している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程</li> <li>・事務局職員給与規程</li> </ul>
15	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備 しているか	【審査基準(1)について】 法人の財産に関する規程として、定款、特定費用準備資金等取扱規程、会計事務処理規程を整備している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>定款</li> <li>・特定費用準備資金等取扱規程</li> <li>・会計事務処理規程</li> </ul>
16	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(2) その他組織運営に必要な規 程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程 を整備しているか	【審査基準(1)について】 財政的基盤を整えるための規程として、加盟団体規程、会員登録規程、マーケティング・広報委員会規程、公認規程、各種公認・登録料金一覧表、賛助会員規程、パーソナルスポンサー規程を整備している。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加盟団体規程</li> <li>・会員登録規程</li> <li>・マーケティング・広報委員会規程</li> <li>・公認規程</li> <li>・各種公認・登録料金一覧表</li> <li>・賛助会員規程</li> <li>・パーソナルスポンサー規程</li> </ul>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
17	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(3) 代表選手の公平かつ合理的 な選考に関する規程その他選手の 権利保護に関する規程を整備する こと	【審査基準(1)、(2)、(3)について】 強化指定選手等の選考に関しては、「強化選手等に関する規程」に記載のとおり、当該本部において基準を作成し、理事会承認すると共にこの 基準に基づき選出された選手も理事会承認している。 また、その基準は、事前に公開されており選手はその内容を知ることができる環境にある。 強化指定選手の選考基準及び国際主要大会参戦基準(日本代表としての選考基準)はホームページに掲載している。 <a href="http://www.ski-japan.or.jp/library_cat/game/">http://www.ski-japan.or.jp/library_cat/game/</a>  選手の権利保護に関しては、「強化指定選手等行動規範」及び「パーソナルスポンサー規程」等を整備しており、選手個人のSNSの活用や個人 スポンサーの獲得について選手の権利を認めている。	・強化選手等に関する規程 ・強化指定選手等行動規範 ・強化指定選手選考基準 ・パーソナルスポンサー規程
18	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(4) 審判員の公平かつ合理的な 選考に関する規程を整備すること	【審査基準(1)について】 大会毎の審判員を選考するための規程は整備されていないものの、審判員となれる資格を取得するための検定制度があり、当該規程が整備され ている。 公認大会カレンダー決定後、審判員の選考配置を行っている。 国際スキー・スノーボード連盟(FIS)の定めるICRに基づき審判員は配置されている。 * FISホームページ>INSIDE FIS ( <a href="https://www.fis-ski.com/en/inside-fis">https://www.fis-ski.com/en/inside-fis</a> ) >各種目別(例:ALPINE DOCUMENTS)>RULES>ICR <a href="https://www.fis-ski.com/en/inside-fis/document-library/ski-jumping-documents">https://www.fis-ski.com/en/inside-fis/document-library/ski-jumping-documents</a> <a href="https://www.fis-ski.com/en/inside-fis/document-library/nordic-combined-documents">https://www.fis-ski.com/en/inside-fis/document-library/nordic-combined-documents</a> <a href="https://www.fis-ski.com/en/inside-fis/document-library/cross-country-documents">https://www.fis-ski.com/en/inside-fis/document-library/cross-country-documents</a> <a href="https://www.fis-ski.com/en/inside-fis/document-library/alpine-documents">https://www.fis-ski.com/en/inside-fis/document-library/alpine-documents</a> <a href="https://www.fis-ski.com/en/inside-fis/document-library/freestyle-freeski-documents">https://www.fis-ski.com/en/inside-fis/document-library/freestyle-freeski-documents</a> <a href="https://www.fis-ski.com/en/inside-fis/document-library/snowboard-documents">https://www.fis-ski.com/en/inside-fis/document-library/snowboard-documents</a>  * 日本語訳のICRは本連盟ホームページのライブラリーに種目ごとに掲載 <a href="http://www.ski-japan.or.jp/library/">http://www.ski-japan.or.jp/library/</a>	・ジャンプ国内技術代表及びアシスタント技術 代表規程 ・公認旗門審判員規程 ・公認フリースタイル審判員規程 ・公認スノーボード審判員規程 ・公認スキー検定員規程等
19	[原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備すべき である。	(5) 相談内容に応じて適切な弁 護士への相談ルートを確認するな ど、専門家に日常的に相談や問 い合わせをできる体制を確保する こと	【審査基準(1)について】 弁護士、税理士、公認会計士、社会保険労務士等の専門家と顧問契約等を締結し、日常的に相談や問い合わせができる体制が確保できている。 【審査基準(2)について】 役員選考の際、各種専門家が選考できる様、「役員候補者選考方法等に関する規程」において有識者理事候補者の選考が定められており、複数 名の弁護士が在席している。また、同規程を改正し(2023年10月22日 評議員会)、役員候補者の選考要件を更に具体化(法務、会計、財 務、政・財・官界、学術、経営等)した。	・役員候補者選考方法等に関する規程
20	[原則4] コンプライア ンス委員会を設置すべき である。	(1) コンプライアンス委員会を 設置し運営すること	【審査基準(1)について】 コンプライアンス委員会は設置されている。定期的に年1回以上は開催されている。 【審査基準(2)について】 同委員会の役割や権限は、当該規約規程にて定められている。対応は、通報事案の対応が主である。アスリート委員会や競技本部と協力し、 コーチを対象としたハラスメント講習、強化指定選手を対象としたインテグリティ研修などを実施した。2025年4月末までにコンプライア ンス強化に関する方針や計画の策を行う。 【審査基準(3)について】 女性委員を1名配置している。	・コンプライアンス委員会規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	【審査基準（1）について】 現時点で、コンプライアンス委員会規程において、コンプライアンス委員会は、理事によって構成されることとなっている。ただし、必要に応じて、理事以外の有識者を選任できることになっている。現在、弁護士の理事を1名委員として配置している。	なし
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準（1）について】 役職員に対しては、理事会等の会議においてコンプライアンス確保の重要性について周知を行っているが、定期的な研修等は実施できていない。上部団体が実施するオンライン研修については、開催情報を必ず共有し、受講を促している。今後、オンラインも含めた定期的なコンプライアンス教育を導入する方向で検討し、毎年5～9月の間に実施する。	なし
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準（1）について】 選手及び指導者に対しては、定期的な研修を実施する予定である。本年7月にコーチを対象としたハイブリッド形式での研修を実施した。今後も、オンラインも含めた定期的なコンプライアンス教育を導入する方向で検討し、毎年5～9月の間に実施する。	なし
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	【審査基準（1）について】 審判員に特化したコンプライアンス教育は実施できていない。今後、資格更新のための研修会等でコンプライアンス教育のプログラムを入れていくことを検討している。	なし
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けられることができる体制を構築すること	【審査基準（1）、（2）について】 過去の事案に基づき、必要と考えられる弁護士、税理士、公認会計士、社会保険労務士等の専門家と顧問契約等を締結し、日常的に相談や問い合わせができる体制が確保できており、積極的に活用している。 また、役員選考の際、各種専門家が選考できる様、「役員候補者選考方法等に関する規程」において有識者理事候補者の選考が定められている。また、同規程を改正し（2023年10月22日 評議員会）、役員候補者の選考要件を更に具体化（法務、財務、医学等）した。	・役員候補者選考方法等に関する規程
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	【審査基準（1）について】 会計事務処理規程に基づき公平な会計処理を実施している。また、経理業務を複数名で担当し、日常の会計処理におけるチェック機能を持たせている。月次で外部の税理士がチェックをおこなっている。 【審査基準（2）、（3）について】	・会計事務処理規程
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	【審査基準（1）について】 会計事務処理規程、特定費用準備資金等取扱規程に基づき、適正な使用のために求められる法令、ガイドラインを遵守している。	・会計事務処理規程 ・特定費用準備資金等取扱規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	【審査基準(1)について】 法令に定められている貸借対照表の他、事業報告書、正味財産増減計算書、財産目録、事業計画、収支予算書、定款、役員名簿をホームページで公開しており、その他の理事会議事録等の書類は、事務局にていつでも閲覧できる様に整備している。	・ホームページ
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	【審査基準(1)について】 強化指定選手選考基準、主要大会派遣選手選考基準はホームページに掲載している。	・ホームページ
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	【審査基準(1)について】 ガバナンスコード遵守状況自己説明をホームページで公表している。	・ホームページ
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	【審査基準(1)について】 「役職員倫理規程」において、役職員は、日常の行動について、公私を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。と定めている。また、利益相反とならない様、随意契約の場合においても、取引内容、選択理由等を明確にし、理事会承認している。	・役職員倫理規程 ・利益相反取引に関する規程
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	【審査基準(1)について】 利益相反ポリシーを含んだ利益相反取引に関する規程を制定(2023年12月22日)し、運用している。	・利益相反取引に関する規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>【審査基準（1）について】 通報相談窓口に関する情報をホームページに掲載している。 <a href="http://www.ski-japan.or.jp/general/16717/">http://www.ski-japan.or.jp/general/16717/</a></p> <p>【審査基準（2）について】 通報相談処理規程を制定しており、その中で通報窓口担当者に対して相談内容の守秘義務を課している。</p> <p>【審査基準（3）について】 通報相談処理規程を制定しており、その中で通報に関する情報の取り扱い、管理について定め、実行している。</p> <p>【審査基準（4）について】 通報相談処理規程を制定しており、その中で通報者が不利益が及ばないことを定めている。</p> <p>【審査基準（5）について】 通報があったもので、処分が必要となった場合、コンプライアンス委員会からの答申を受けて、理事会で処分内容を決定している。その工程において、ガバナンス及びコンプライアンスの確保の意識に基づいて協議していることから、通報が正当な行為であることの認識は徹底出来ている。今後、毎年5～9月の間に実施し、意識づけの徹底を図る。</p>	・通報相談処理規程
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<p>【審査基準（1）について】 外部通報相談窓口は、弁護士事務所に運営を委託しており、通報があった場合、コンプライアンス委員会が調査の上、対応を検討し、理事会において決定することと定めている。</p>	・通報相談処理規程 ・コンプライアンス委員会規程
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<p>【審査基準（1）について】 懲戒処分規程等により、禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定めている。</p> <p>【審査基準（2）について】 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を確認できる通報相談処理規程と懲戒処分規程をホームページに掲載している。 <a href="http://www.ski-japan.or.jp/general/16717/">http://www.ski-japan.or.jp/general/16717/</a></p> <p>【審査基準（3）について】 コンプライアンス委員会規程の定めにより、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることとなっている。</p> <p>【審査基準（4）について】 懲戒処分規程を改正（2023年12月22日）に改正し、処分を行う場合、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等を書面にて告知することを記載した。</p>	・懲戒処分規程 ・会員登録規程 ・加盟団体規程 ・公認スキー指導者規程 ・定款 ・通報相談処理規程 ・コンプライアンス委員会規程
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>【審査基準（1）について】 処分内容を検討するコンプライアンス委員会には、弁護士の理事が含まれており、処分を決定する理事会には、弁護士の他、外部有識者が含まれている。</p>	・コンプライアンス委員会規程 ・役員候補者選考方法等に関する規程

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<p>【審査基準（1）について】</p> <p>「会員登録規程」及び「懲戒処分規程」において、異議申し立てとして、本連盟の決定に不服がある場合は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構のスポーツ仲裁規則に従って解決するものとする。と定めていることから、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう仲裁自動応諾条項を定めている。</p> <p>強化指定選手選考基準、主要大会派遣選手選考基準はホームページに掲載している。  <a href="http://www.ski-japan.or.jp/library_cat/game/">http://www.ski-japan.or.jp/library_cat/game/</a></p> <p>【審査基準（2）について】</p> <p>自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に限らず、あらゆる決定を広く対象に含んでいる。</p> <p>【審査基準（3）について】</p> <p>上記の通り、申し立て期間については、如何なる制限も設けていない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員登録規程</li> <li>・懲戒処分規程</li> </ul>
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<p>【審査基準（1）について】</p> <p>懲戒処分規程を改正（2023年12月22日）に改正し、処分を行う場合、処分対象者に対し、スポーツ仲裁の利用が可能であることを書面にて告知することを記載した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人日本スポーツ仲裁機構ホームページ  <a href="https://www.jsaa.jp/doc/arbitrationclause.html">https://www.jsaa.jp/doc/arbitrationclause.html</a></li> <li>・懲戒処分規程</li> </ul>
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<p>【審査基準（1）、（2）、（3）、（4）について】</p> <p>危機管理規程と同規程を踏まえた危機管理マニュアルを制定（2023年12月22日）した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理規程</li> <li>・危機管理マニュアル</li> </ul>
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	<p>【審査基準（1）について】</p> <p>危機管理規程と同規程を踏まえた危機管理マニュアルを制定（2023年12月22日）した。同規程と同マニュアルにおいて、不祥事が発生した場合の事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制構築について定めている。過去4年間に当該事案はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・危機管理規程</li> <li>・危機管理マニュアル</li> </ul>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	【審査基準（1）について】 2016年に選手の大麻吸引問題、未成年選手の飲酒問題が発生した際、第三者からなる調査委員会を設置した経緯があるが、その際、委員会は弁護士及び有識者で構成し、調査補助業務を弁護士事務所に委託し、調査と報告の独立性及び中立性を確保した。過去4年間に当該すると考えられる事案はない。	なし
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	【審査基準（1）、（2）、（3）について】 定款及び「加盟団体規程」において、加盟要件、加盟団体の権利等が定められており、加盟団体が義務に違反した際は、理事会及び評議員会の議決によって除名することが定められている。通報相談窓口加盟団体の運営に関する通報があった場合、必要に応じて処分を行うと共に再発防止策の提出を指示する等の指導、助言を行っている。上記の中期事業計画の策定において、地域も含めた本連盟の方針を決定する考えである。ただし、コンプライアンスの確保や強化に関して、予防的な指導や助言は出来ていない。これに関しては、今後、内部にて検討を行う。	・定款 ・加盟団体規程
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	【審査基準（1）について】 年1～2回の割合で加盟団体代表者会議を開催し、双方の業務執行について情報共有を行っている。また、実務レベルにおいても全国規模の会議、説明会を開催し、制度変更の周知や事務手続きの共有を行っている。ただし、コンプライアンスの確保や強化に関して、予防的な指導や助言は出来ていない。これに関しては、今後、内部にて検討を行う。	なし